

対策推進のための管理者の果たす役割

船岡社会保険労務士事務所 所長
(一社)名北労働基準協会専門相談員

社会保険労務士 船岡和彦

定していますが、その中の「その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をするすべての者」という

のがまさに現場管理者を指しております。この使用者に違反行為があつた場合は处罚の対象となるので

すなわち使用者である現場管理者は長時間労働の削減に向けて、適法に行はれることも忘れてはいけません。

労働基準法第10条では、使用者の定義を「この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう」と規

長時間労働の削減にあたつて、大きな役割や責任が課せられているのが工場長等の現場管理者です。

現場管理者は長時間労働の削減に向けて、現場の状況を最も知る者として、社内調査や対策を構築し、実際に部下に具体的な指示をしていく訳ですが、労働基準法上の使用者としての責任を負う立場にあることも忘れてはいけません。

労働基準法第10条では、使用者の定義を「この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう」と規



さらに、労働基準法では両罰規定に基づいて、現場管理者に違法な対策・対応を指示した場合のみならず、現場管理者の違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかった場合も、経営者や法人が处罚されるので

時間が労働削減のための働き方改革や構築並びに実施についても、法の知識を正しく正確に理解しておくことが必要です。一方が一間違った認識や知識に基づいた対策や対応が違反行為だった場合は、使用者である現場管

組みでは、実効性のある対策にならないどころか、違法な時間外労働をさせた現場管理者として、处罚を受けることになるのです。